

# 団体の自立と継続のために

## 知ってトクするNPO・NPO法人「入門講座」

市では、地域や行政の課題解決に取り組む人材を育成する「人づくりでまちづくり講座」を開催しています。

今回は、団体の潜在的な魅力を再発見し、組織や人の力を引き出す、効果的な実践マネジメントを学びます。団体の自立と継続のためのヒントがいっぱいです。受講無料。

- 日程・内容など 下表のとおり
- 時間 19:00~21:00
- 場所 メイトム宗像・202会議室
- 対象 市民活動実践者や関心のある人
- 定員 先着30人
- 申込締切日 平成27年1月15日(木)
- 申込必要事項 ①住所②氏名③電話番号

- 申込先 宗像市市民活動・NPOボランティアセンター
- ▽ FAX (37) 4101
- ▽ E-mail munakata@mcforum.jp

- 問い合わせ先 宗像市市民活動・NPOボランティアセンター
- ☎ (36) 0311



講師の永田さん

回	日程	内容	講師
1	平成27年1月22日(木)	【基礎編】 「NPOとボランティア、NPO法人と任意団体の違いは？」など、組織運営の意味、活動の魅力、課題など	永田賢介さん (NPO法人アカツキ代表理事)
2	同 2月2日(月)	【運営編】 「会議のすすめ方やコミュニケーション」「会計や事務局の実務」など、必要となるマネジメントのポイント	【講師の紹介】 NPO団体が、持続的で主体的な活動を実施していくために、資金だけではない「共感者」獲得のための「ファンドレイジング支援」を主軸に、NPOの組織基盤整備などのコンサルティング支援をしている

\*全2回連続講座

# 平成27年1月から高額療養費制度が一部改正されます

高額療養費制度は、医療費が高額の場合、一定の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される制度です。

平成27年1月から、70歳未満の人の自己負担限度額が改正されます(下表参照)。所得区分を細分化することで、それぞれの所得に応じた負担になることを目的としています。

手持ちの平成26年度限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、認定証)の有効期限が12月31日(水)までとなっています。申請時に平成27年1月以降の認定証の送付を希望した人は、12月中に新しい認定証を送付する予定です(12月中に70歳になる人を除く)。

- 問い合わせ先 国保医療課国民健康保険係 ☎(36)1363

### 【平成26年12月までの自己負担限度額(70歳未満)】

所得区分(*1)	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)
	3回目まで	4回目以降(*2)	
A 上位所得者 600万円超	15万円+医療費が50万円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	8万3,400円	260円
B 一般 600万円以下	8万100円+医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	4万4,400円	
C 住民税非課税世帯	—	3万5,400円	210円(*3)

### 【平成27年1月からの自己負担限度額(70歳未満)】 変更があった箇所

所得区分(*1)	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)
	3回目まで	4回目以降(*2)	
ア 上位所得者 901万円超	25万2,600円+医療費が84万2,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	14万100円	260円
イ 一般 600万円超 901万円以下	16万7,400円+医療費が55万8,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	9万3,000円	
ウ 一般 210万円超 600万円以下	8万100円+医療費が26万7,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	4万4,400円	
エ 一般 210万円以下	—	5万7,600円	4万4,400円
オ 住民税非課税世帯	—	3万5,400円	210円(*3)

(\*1) 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等のこと  
 (\*2) 過去12カ月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の限度額  
 (\*3) 長期入院該当の認定を受けた場合は160円

日時 平成27年1月18日(日)

集合 午前9時30分

実施 午前9時40分~午後1時30分

コース 城山~金山

ハイキングアップ

参加者募集

人づくりでまちづくり事業

お知らせ

- \*集合場所は福岡教育大学裏登山口
- 参加料 無料
- 持参品 水筒、雨具、ストック、防寒具、弁当、おやつ
- 申込締切日 平成27年1月14日(水)
- 申込必要事項 参加者全員の①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号
- 申込先 里山歩きの会 SUNAMUNAKA T A事務局(麻生)
- ▽ FAX (37) 3058
- ▽ E-mail andy.s.aso@ainbow.plala.or.jp
- \*2月以降の実施など、詳細は問い合わせを

問い合わせ先 同事務局(麻生)

☎ (37) 3058

国・県などから

県最低賃金改正

内容 10月5日から、県最低賃金を1時間727円に改正。使用者も労働者も必ず賃金の確認を

問い合わせ先 福岡労働局・賃金課

☎ 092(411)4578

被爆者二世健康診断

原爆被爆者二世の人を対象に、無料で健康診断を実施しています。

\*詳細は問い合わせを

問い合わせ先 県健康増進課 疾病対策係

☎ 092(643)3267

